

都市基盤の整備による市街地の防災性向上

**防災上課題のある市街地は、3年連続で確実に解消。
平成18年度課題のある市街地の割合は33.9%。
事業のスピードアップが今後の重要課題。**



(1)取組みの背景と必要性

■ 「20世紀の負の遺産」～防災上の課題のある市街地の解消～

これまで、高度経済成長期を中心に、急速な都市化の進展に対して郊外における住宅市街地の整備に迫られていた中で、既成市街地においては、計画的な市街地整備が図られず、家屋が建て詰まり、都市基盤の整備が不十分なまま放置された、いわば20世紀の負の遺産ともいえる防災上課題がある市街地が多く残されている。

ー現在、全国の人口が集中している市街地は約41万ha存在するが、その約3分の1が、「防災上の課題のある市街地」に相当する。

このような市街地においては、災害発生時、倒壊した建物などによる道路閉塞で車両の通行が阻害され、救助・救急、消防活動、住民の避難行動が遅れるなど災害に対する脆弱性が強く指摘されており、面整備や街路などの都市基盤の整備により緊急的に改善していく必要がある。

(2)達成度報告(昨年度の取組みと成果)

■ 面整備事業、道路整備事業により、課題のある市街地を着実に解消

市街地の防災性向上のため、平成18年度も面整備事業を推進し、着実に「防災上課題のある市街地」を解消した。また、民間のノウハウや資金力などの活用による対策のスピードアップを図る観点から、民間事業者による事業促進にも取り組んでいる。

■ 重点密集市街地内の都市計画道路の着実な整備

重点密集市街地内の都市計画道路の整備を推進し、平成18年度も供用した路線があるなど、着実に整備されているが、事業期間が長期となっており、スピードアップが今後の課題である。

(3)業績計画(今年度の取組みと期待される成果)

■ 面整備事業、道路整備事業の着実な推進

課題のある市街地を解消するため、平成19年度も引き続き、着実に面整備事業、道路整備事業を推進していく。

■ 特に課題のある地区約9,300haについて、面的整備を推進

「防災上課題のある市街地」の中でも、道路面積率が極めて低く、かつ老朽家屋が多いなど、特に課題のある地区約9,300haについて、面的整備を推進する。

■ 重点密集市街地の都市計画道路のうち「完了期間宣言防災路線」の重点的整備

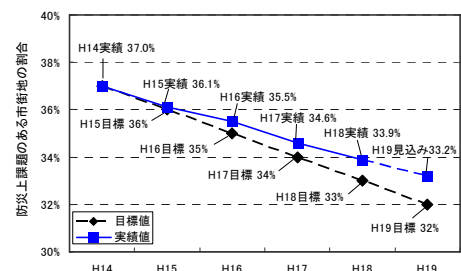
重点密集市街地内の都市計画道路のうち、防災上、緊急に整備する路線で、完了期間・5年以内の防災機能概成の宣言をした「完了期間宣言防災路線」について、重点的に整備を行う。

(4)代表的な指標の動向

■ 面整備事業や道路整備事業により、課題のある市街地の割合は33.9%に減少

「防災上課題のある市街地の割合」は、34.6%（平成17年度末実績値）から33.9%（平成18年度末実績値）と着実に減少している。

平成14年度実績		37.0%
平成18年度	実績	33.9%
	目標	33.0%
平成19年度	見込み	33.2%
	目標	32.0%



担当：都市・地域整備局 市街地整備課／街路課

(1) 取組みの背景と必要性

■ 高度経済成長期に形成された「20世紀の負の遺産」～防災上課題のある市街地の解消～

高度経済成長期を通じて形成され、その後も十分な都市基盤が整備されずに現在に至っている市街地は、細街路や行き止まり路が多いなど、道路などの公共施設の面積割合が小さいことが特徴である。このような人口の集中度合いに比べて都市基盤の整備が不十分な「防災上課題のある市街地」においては、災害発生時、倒壊した建物等による道路閉塞で車両の通行が阻害され、救助・救急、消防活動、住民の避難行動が遅れることが懸念されている。

我が国の人口が集中している市街地は、全国で約41万ha存在する。このうち、「防災上課題のある市街地」の割合は、約3分の1におよぶ。

全国的に見ると、防災上課題のある市街地は、人口の集中している大都市圏での面積が大きいことが分かる(図5-1)。また、人口の集中している地域の例として東京特別区を見ると(表5-1)、都心区部(中央区、千代田区等)は区部西部(練馬区、杉並区等)に比べて防災上課題のある市街地の割合が小さいことが分かる。これは、明治・大正期の都市基盤の整備や震災・戦災復興による都市基盤の整備が着実に進んできた成果である。

このため、このような防災上課題のある市街地においては、今後も着実に、面整備事業、道路整備事業を推進していくことが重要といえる。

さらには、民間のノウハウや資金力・信用等をより一層活用するため、民間事業者による事業促進も必要となっている。

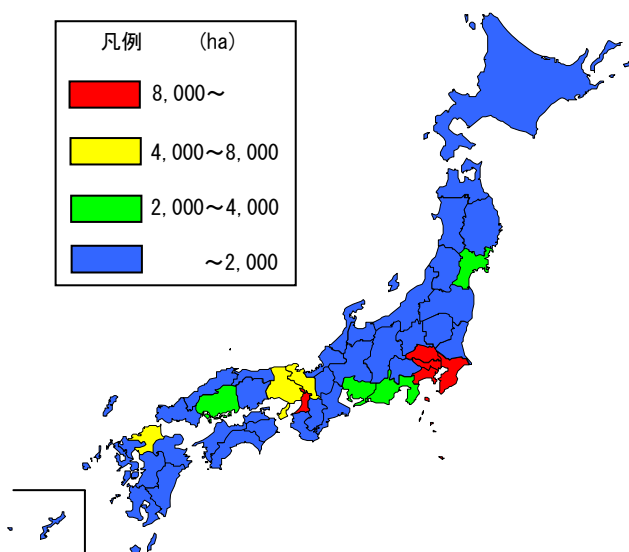


図5-1 防災上課題のある市街地(都道府県別)

表5-1 特別区の防災上課題のある市街地の割合一覧

	都市名	指標値 (%)		都市名	指標値 (%)
1	練馬区	49.1	13	大田区	18.8
2	世田谷区	44.4	14	足立区	16.4
3	杉並区	44.0	15	板橋区	14.9
4	目黒区	29.4	16	墨田区	9.8
5	中野区	29.0	17	台東区	9.8
6	新宿区	28.6	18	荒川区	9.7
7	品川区	27.3	19	江東区	9.2
8	文京区	26.7	20	千代田区	7.3
9	北区	24.4	21	葛飾区	6.9
10	渋谷区	21.6	22	江戸川区	6.1
11	豊島区	20.8	23	中央区	2.9
12	港区	20.2			

出典)国土交通省、平成18年度

(2) 達成度報告(昨年度の取組みと成果)

■ 面整備事業、道路整備事業により、着実に課題のある市街地を解消

市街地の防災性向上のため、平成18年度も面整備事業、道路整備事業を推進し、「防災上課題のある市街地」を解消した。平成18年度、「防災上課題のある市街地の比率」は前年に比べ0.7%減少し、着実に事業の成果が出ている。

また、民間のノウハウや資金力・信用等をより一層活用するため、民間事業者による事業促進のための条件整備も推進している。例えば、面整備事業である区画整理事業においては、土地区画整理事業の施行者に、地権者と民間事業者が共同で設立する株式会社又は有限会社(区画整理会社)を追加する法改正にあわせ、土地区画整理補助事業の事業主体に区画整理会社を追加している。

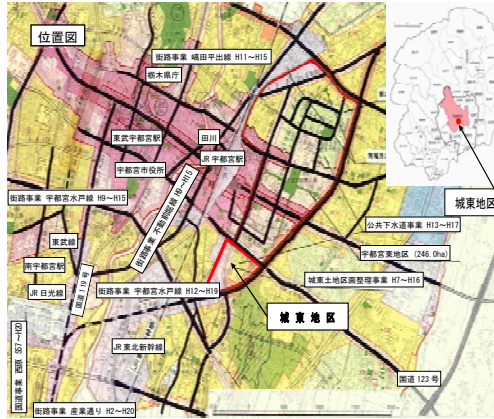
【Ⅲ. 安全・安心の確保】

宇都宮城東土地区画整理事業（栃木県宇都宮市）

本地区は、JR 宇都宮駅から東南に約 1km と至近距離に位置し、地区の東側から南側にかけて国道 4 号、北側は主要地方道宇都宮笠間線、西側は市道 25 号線に、それぞれ囲まれた地区である。

地区内は、市街化が顕著であるものの、道路・公園など公共施設の不足から無秩序な市街地が形成され、また防災上の観点からも計画的な都市基盤整備が望まれた。このため、都市計画道路整備による道路網の確立や公園、河川など公共施設整備を行い、良好な都市環境を有する安全で計画的なまちづくりを推進した。

施行前	
道路面積	道路面積率
1.37ha	5.2%
施行後	
道路面積	道路面積率
5.66ha	21.7%
(地区面積 26.1ha)	



重点密集市街地内の都市計画道路の整備については、事業のスピードアップが今後の課題

地震時に大きな被害が想定される危険な密集市街地のうち、特に大火の可能性の高い危険な市街地である重点密集市街地において、避難路・延焼遮断帯として機能する「防災環境軸」の核となる都市計画道路の整備を推進しており、平成 18 年度においては、はりまや町一宮線（高知市）などが供用した。

重点密集市街地は、狭隘な土地に土地所有者、建物所有者などの権利関係が複雑であり、権利者数も多く、道路整備に関する合意形成等に時間を要している。市街地の大規模な延焼を防止し、最低限の安全性を確保するため、事業のスピードアップが今後の課題であり、重点的に整備を行う必要がある。

(3) 業績計画（今年度の取組みと期待される成果）

面整備事業、道路整備事業の着実な推進

「防災上課題のある市街地」は、土地や建物に関する権利が細分化されている地域であるため、平成 19 年度も引き続き、着実に、面整備事業、道路整備事業を推進していく。

特に課題のある地区約 9,300ha について、面的整備を推進

「防災上課題のある市街地」の中でも道路面積率が極めて低く、かつ老朽家屋が多いなど特に課題のある地区が約 9,300ha も存在している。このため、今後の概ね 10 年間でこれらの地区約 9,300ha について、面的整備を推進し、解消を図る。

■ 重点密集市街地内の都市計画道路のうち「完了期間宣言防災路線」の重点的整備

重点密集市街地内の「防災環境軸」となる都市計画道路のうち、防災上緊急に整備する路線として完了期間・5年以内の防災機能概成の宣言をした「完了期間宣言防災路線」について、宣言どおり達成できるように、重点的整備を推進する。

これにより、予算等の集中投資や完了期間を守るための様々な工夫が行われるなど、適切な進捗管理を行うことが可能になるとともに、住民等への浸透から、事業に対する協力が得られるなど、事業のスピードアップが期待できる。

完了期間宣言防災路線：補助第81号線（東池袋）、補助第120号線（鐘ヶ淵）〈いずれも東京都〉
豊里矢田線、難波片江線、加島天下茶屋線、天王寺大和川線 〈いずれも大阪市〉



【5カ年の達成見込みについて】

○平成19年度目標：32.0% ← 平成19年度見込み：33.2%
(平成14年度からの5年間で5%減少) (平成14年度からの5年間で約4%減少)

平成18年度の実績値(33.9%)や、これまでの解消状況を勘案すると、平成19年度の目標値に対し、その達成見込みは概ね8割程度の水準にとどまる見通しである。この要因としては、密集市街地の特性として土地等の権利関係が輻輳し、合意形成等に時間を要したことが考えられ、今後は、さらなる事業の立ち上げに向けて、初動期対策の充実等に取り組む必要がある。

(4) バックデータ

■ 都市間での差が大きい「防災上課題のある市街地」

首都圏をはじめ近畿圏や中部圏、地方中枢都市を含む県では、防災上課題のある市街地を多く抱えている。東京特別区および政令市を抽出して防災上課題のある市街地の割合を整理すると（図5-2）、札幌市や名古屋市のように、面的整備や道路整備によって都市基盤施設の整備が進んでいる都市がある一方で、川崎市やさいたま市などのように、人口の集中する市街地の半分以上が、「防災上課題のある市街地」となっているなど、都市間での差が大きくみられる。

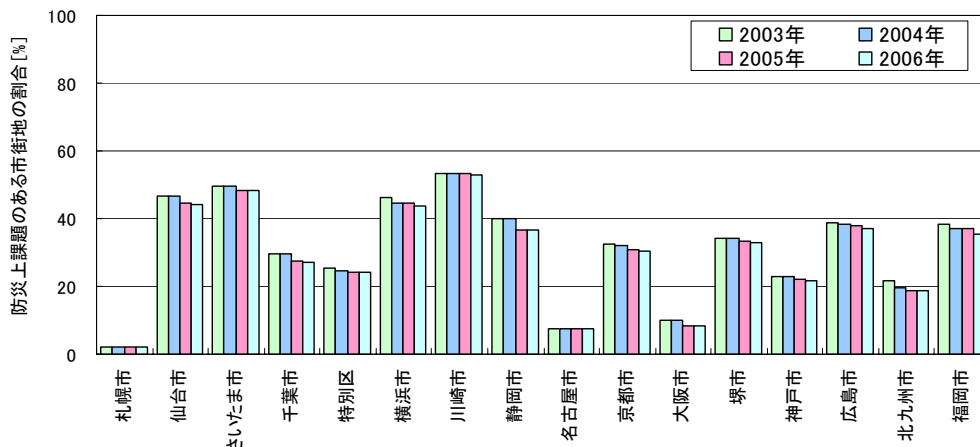


図5-2 防災上課題のある市街地の割合の推移（政令市及び特別区）